

平成二十七年二月十六日提出
質問 第七七号

野生キノコの出荷制限に関する質問主意書

提出者 小熊 慎 司

野生キノコの出荷制限に関する質問主意書

原発事故以降、野生キノコは自家消費する際には検査を受けており、市場出荷する物については、ゲルマニウム半導体検出器による検査を受けて安全性を担保している。出荷目的のマツタケやマイタケなどは、N a Iシンチレーション検出器で測定しても基準値を超える値は検出されていない。にもかかわらず、すべての野生キノコが一律に出荷制限を受けることは風評被害に苦しむ地域に追い打ちをかけるものと考えられる。従って次の事項に関して質問する。

一 野生キノコの出荷制限について

現在、一品目でも基準値を超過した場合は、町村ごとにすべての野生キノコの出荷が制限されているので、山菜同様品目別に出荷制限とすべきであると考えながら、見解を伺う。

二 野生のキノコ・山菜の出荷制限解除について

出荷制限の解除については、町村ごとに三年間定点観測を行ったうえで、六十検体の検査が必要とされていることから、検査期間の短縮や測定する検体数を減らすなど、発生実態に即した現実的な検査方法とすべきであると考えながら、見解を伺う。

右質問する。